2019/12/26　生活環境部

被災家屋等の解体、撤去について

1　目的

台風第19号の被災者からの申請に基づき、市が、被災した家屋等（住宅や事務所）の解体・撤去等の事業を実施することにより、被災者の生活環境の保全上の支障の除去、二次災害の防止及び生活再建の支援を図ることを目的とする。

【被災家屋等の解体、撤去事業の種類】
①「公費解体」事業→**市が必要に応じ、解体・撤去を実施する。**
②「自費解体」事業→既に所有者等が「自費」により解体・撤去を行った場合、**市が必要に応じ事後的に費用償還を行う。**

2　事業概要

対象建物

■り災証明書で「半壊」以上の判定を受けた家屋等
■個人及び中小企業者等が所有する家屋等（住宅、事務所、倉庫等）
■門扉、塀、立木、擁壁等については、損壊が著しいもの等
■地上部分（地上部分の解体と一体的な工事を行う「地下室」や「浄化槽」等は含まれる）

実施期間

■受付開始：令和２年１月中旬

3　手続き

（1）公費解体（申請以降の解体に係る事務のすべてを市が行うもの）

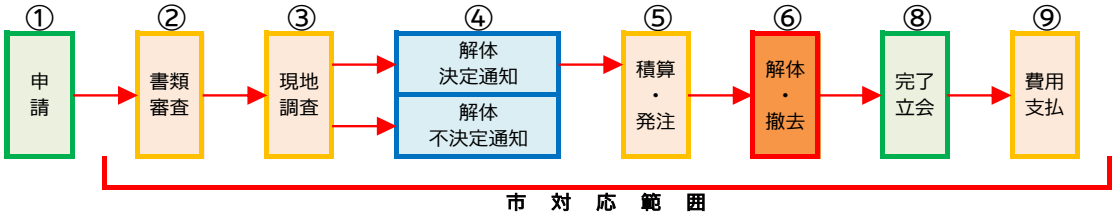

（2）自費解体（解体撤去は所有者が行い、市はそれについて必要額を費用償還する）
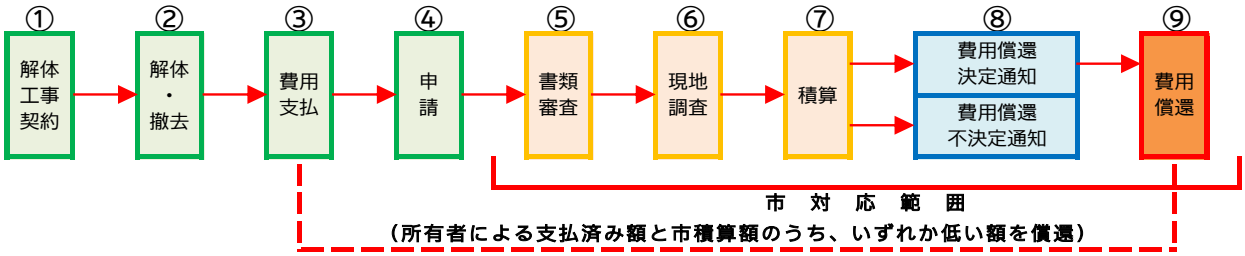
※　償還額は、県の積算単価等に基づき、解体の必要があったと判断するものに限られるため、所有者等が実際に支払った金額よりも下回る金額となる場合がある。